



スクールロイヤーだより

特集

学校における個人情報



個人情報の取扱いや個人情報保護に関する問題について、Q & A形式で解説します。

1. 個人情報の取得

Q 児童生徒の個人情報を収集する際、どのようなことに注意する必要がありますでしょうか？

A 流山市個人情報保護条例に違反する個人情報の収集は許されませんので、注意してください。

流山市個人情報保護条例では、個人情報の収集について以下のような規制が設けられています。

- ▶ 原則として本人から収集すること（法令の規定や本人の同意、相当の理由がある場合等を除く）。
- ▶ 取得する個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内にとどめること。
- ▶ 偽りや脅迫、強制などの不正な手段を用いて取得しないこと。

2. 個人情報の利用・第三者提供

Q 生徒Aが生徒Bからいじめを受けました。Aの保護者から「Bの保護者と直接話したいので連絡先を教えてください」との問合せがありました。どのように対応すべきでしょうか？

A Bの保護者に「Aの保護者に連絡先を伝えてよいか」を確認して同意を得る必要があります。

個人情報を第三者に提供する場合には、原則として本人の同意が必要です。いじめ防止対策推進法23条5項は、学校がいじめの事案に係る情報を保護者と共有するための措置を行うことを求めています。保護者の連絡先は、「いじめの事案に係る情報」そのものとはいえません。したがって、本事案では、Aの保護者の同意なしに連絡先を教えることはできないと考えられます。

3. 個人情報の第三者からの取得

Q 生徒Cが学校内で負傷し、担任が病院に同行することになりました。怪我の状態を把握するため、担任がCの治療に同席して医師の説明を聞くことはできるでしょうか？

A 医師が学校に伝えてよいと判断し、生徒Cも同席を拒まない場合には、教職員が同席して説明を聞くことができます。

厚生労働省の『医療・介護事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』は、「児童・生徒の治療に教職員が付き添ってきた場合についても、児童・生徒本人が教職員の同席を拒まないのであれば、本人と教職員を同席させて、治療内容等について説明を行うことができると考えられる。」としています。流山市個人情報保護条例によれば、第三者から個人情報を取得する場合には本人の同意など一定の要件を満たすことが必要とされていますが、医師が教職員の同席で説明を行ってよいと判断し、児童生徒自身もこれを拒まないのであれば、説明を聞くことができると考えられます。

なお、事後的に学校から病状等を病院に問い合わせる場合には、別途、保護者や児童生徒本人の同意を得ることが必要です。